

糸田町骨髓等移植ドナー助成事業

糸田町では、骨髓ドナーが骨髓等の提供により休業した場合の経済的負担軽減を目的とした助成金を交付します。

対象者

公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業により、骨髓等の提供を完了した人で、次の1から6のすべてに該当する人

1. 骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた人
2. 骨髓等の提供を行った日において本町に住所を有する人
3. 事業所に勤務する人又は自営業に従事する人
4. 他の法令等により骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていない人
5. 町税等の滞納がない人
6. 暴力団関係者ではない人



助成内容

骨髓等の提供に際して、次のいずれかに該当する通院又は入院および面談に必要な日数

- 健康診断又は自己採血のための通院、入院
- 骨髓等の採取のための入院
- その他骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院または面談

事業所等が定める休日、ドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日は助成の対象とはなりません。

※骨髓等の提供により生じた健康被害のための通院、入院もしくは面談は除きます。

助成額：1日あたり2万円（上限10日間、20万円）

申請方法

申請書（①）に下記の書類を（②～⑤）を添えて、下記の申請先に提出してください。

- ① 糸田町骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証する書類
- ③ 骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談した日を証する書類
- ④ 骨髓ドナーに係る有給休暇等取得証明書（様式第2号）
- ⑤ 通帳の写しその他の振込先口座が確認できる書類



問い合わせ・申請先

〒822-1316 田川郡糸田町 1971 番地 1

糸田町保健センター

☎ 0947-49-9020